

大分県報

令和四年
号外（二九）
四月一日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正……………一
大分県立高等学校学則等の一部改正……………一

教育委員会訓令甲

大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………二
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………二
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………三

教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………三

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の特別支援教育課の項中「指導班」の下に、「新設特別支援学校開校準備班」を加え、同表の体育保健課の項中「競技力向上対策班」の下に、「全国高校総体準備班」を加える。

第八条の二に次の一号を加える。

令和四年四月一日

大分県報号外（教育委規則）

十 新設特別支援学校開校準備に関すること。

十一 第一条の四に次の一号を加える。

十五 令和六年度全国高等学校総合体育大会の開催準備及び当該大会に係る競技力向上対策に関すること。

（宿日直手当の額を定める規則の一部改正）

第二条 宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「大分県立国東高等学校双国校、」を削る。

（大分県立図書館管理規則の一部改正）

第三条 大分県立図書館管理規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表のサービスクの項中「調査相談・郷土情報担当」を「情報サービス担当、郷土資料利用担当」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県立高等学校学則等の一部を改正する規則

（大分県立高等学校学則の一部改正）

第一条 大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「教科・科目の一部」を「一部の科目又は総合的な探究の時間」に改める。

第十三条の二第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第十六条中「までに」の下に、「入学料を納付し、かつ」を加え、「謄本に入学料を添えて、」を「謄本を」に改める。

別表中

普通科

| | | | | | |
|------------|-----|----|-----|---------------|---------------------------|
| 大分県立国東高等学校 | | 本校 | 国東市 | 全日制 | 園芸ビジネス科 環境土木科 電子工業科 |
| 双国校 | 国東市 | | 全日制 | 総合ビジネス科 スロ | を |

| | | | | |
|------------|----|-----|-----|--|
| 大分県立国東高等学校 | 本校 | 国東市 | 全日制 | 普通科 園芸ビジネス科 スロ 環境土木科 電子工業科 |
|------------|----|-----|-----|--|

に改める。

(大分県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 大分県立特別支援学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日以前に高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第九十一条(同規則第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る単位の認定についてのこの規則による改正後の大分県立高等学校学則第十二条並びに第十三条の二第一項及び第二項並びに大分県立特別支援学校学則第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第五号

大分県教育庁等事務決裁規程(昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県教育委員会

別表第一の十一の項中「。以下この項中「法」という。」を削り、同項の第一号を次のように改める。

一 施行令第三十八条第一項の規定に基づき、同項に規定する検査 課長 等事務を職員にさせること。

別表第一の十一の項の第二号中「第二十一条第三項」を「第三十八条第三項」に、「個人情報取扱事業者等に対する個人情報保護委員会の権限に属する」を「前号の」に改め、同表の十二の項の第一号中「以下」の下に「この項において」を加え、同表の二十一の項の第三号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

別表第二の教育改革・企画課の部の九の項の第三号中「あて」を「宛て」に改め、同表の教育人事課の部の一の項の第十二号中「人事委員会告示」を「大分県人事委員会告示」に改め、同部の八の項の第二十三号中「別表第二第二十号」を「別表第二の二十二の項」に、「前各号」を「前各項」に改め、同部の十五の項の第三号中「人事委員会規則」を「大分県人事委員会規則」に改め、同部の二十六の項の第一号中「実施要綱」を「実施要項」に改め、同部の二十七の項の第一号中「採用選考試験実施要綱」を「採用選考試験実施要項」に改め、同項の第四号中「採用選考要綱」を「採用選考要項」に改め、同表の体育保健課の部の八の項中「県民体育大会」を「県民スポーツ大会」に改める。

別表第三の一の部の五の項中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第六号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県教育委員会
第六十四条第一号中「発送を依頼された文書のうち、教育改革・企画課に文書棚が設置されているものに宛てて発送する文書については、当該文書棚を「教育改革・企画課に設置されている文書棚又は総務部県政情報課文書班分室」に改める。

別表第一中
国東高等学校
国東高等学校及国校
国高
国双
を
国東高等学校
国高
に改める。

別表第二の公益法人の項中「公益法人」を「公益法人等」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第七号

本 庁
県 立 学 校

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県教育委員会

別表第二の四の項の第二号中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加え、同項の第六号中「すべて」を「全て」に改め、同項の第八号中「教科・科目の一部併修」を「一部の科目又は総合的な探究の時間の併修」に改め、同表の五の項の第一号中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加え、同項の第五号中「すべて」を「全て」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教 育 庁
教 育 機 関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県教育委員会教育長
別表第四の国東高等学校長の部の一の項中「安岐高等学校」を「安岐高等学校」に、「双国高等学校又は」を「双国高等学校、」に改め、「国東高等学校」の下に「又は国東高等学校及国校」を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

令和四年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲・教育長訓令甲）